

令和6年1月改正

産前産後期間の国民健康保険税が 免除されます！

≪国民年金保険料にも同様の免除制度があります。一緒にお手続きください≫

届出時期

- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）

免除の内容・対象となる期間

- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



■・・・対象期間

※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書（窓口に用意しています）
- ② 母子健康手帳など（出産予定者の名前、出産予定日が確認できるもの）
- ③ 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）

※郵送で届出の場合は、届書に②、③のコピーを添付ください。

届出・問合せ先

新ひだか町役場 静内庁舎 福祉課 国保・医療・年金係 ☎43-0291
三石庁舎 地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

年金制度の詳しいご案内はこちら（日本年金機構HP）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menio/20180810.html>

国民年金 産前産後 免除 検索